

熱損失防止(省エネ)改修を行った 住宅に係る固定資産税の減額措置

平成26年4月1日以前から所在する住宅について、次の要件を満たして一定の熱損失防止改修を行った場合は、翌年度分の固定資産税が一部減額されます。

要件	条件
期間要件	改修工事が平成20年4月1日から令和6年3月31日までに完了していること
面積要件	住居部分が1/2以上 改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下
負担額要件	補助金を除く自己負担額が60万円を超えていること (断熱改修にかかる工事費が50万超であって、太陽光発電装置、効率空調機、効率給湯器、太陽熱利用システムの設置にかかる工事費と合わせて60万超)
対象となる省エネ改修工事	①から④までの工事のうち①を含む工事 ① 窓の断熱改修工事 ② 床の断熱改修工事 ③ 天井の断熱改修工事 ④ 壁の断熱改修工事(外気等と接するものの工事に限る。) ①から④までの改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合すること。

減額の概要

減額される範囲	居住部分の床面積120㎡までの固定資産税額を1/3減額 (認定長期優良住宅に該当するものについては2/3減額)
減額される期間	熱損失防止改修の行われた年の翌年度一年間

申告方法

申告書提出先	税務課または市民センター
申告書提出期限	熱損失防止改修工事完了後3ヶ月以内
申告書及び添付書類	熱損失防止(省エネ)改修住宅固定資産税減額申告書 ① 増改築等工事証明書 (建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関等で発行) ② 改修工事に要した費用、改修工事完了日が確認できる書類の写し 領収書、工事明細書、補助金確定通知書等(①により確認できる場合は省略可) ③ 図面および写真(改修前、改修後のわかるもの) ④ 長期優良住宅認定通知書の写し (認定長期優良住宅に該当する場合のみ)
その他	住宅耐震改修住宅に対する固定資産税の減額と併せて適用することはできません。 高齢者等居住(バリアフリー)改修に対する固定資産税の減額と併せて適用できます。